

足利市民の歯及び口腔の健康づくりに関する条例の概要

目的

- ①歯・口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにし、施策の基本的事項を定める
- ②生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を実施する

市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与

基本理念

- ①歯科疾患が健康に及ぼす影響について市民の理解を深めるとともに、歯科疾患の予防、早期発見、早期治療を推進する
- ②乳幼児期から高齢期までの口腔の状態、歯科疾患の特性等に応じ、歯・口腔の健康づくりを推進する
- ③保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の連携を図りつつ、歯科医師等、事業者の協力を得て、歯・口腔の健康づくりを推進する

市の取組

- ・歯・口腔の健康づくりに関する施策を策定・実施する責務を負う
- ・基本計画を策定する（健康あしかが21プランに位置づける）
- ・施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう努める

<基本的施策>

- ・歯・口腔の健康づくりに関する情報収集、情報提供をする
- ・定期的に期間を定め、歯・口腔の健康づくりの重要性を周知する事業を実施する
- ・乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた、むし歯等の歯科疾患の予防、口腔機能の維持・向上のための対策を行う
- ・障害者、介護を必要とする高齢者等に対し、定期的に歯科保健医療サービスを受けることができるよう講ずる

市民の役割

- ・歯・口腔の健康づくりについて知識・理解を深める
- ・日常生活で歯科疾患を予防し、定期的に歯科健診、歯科医療を受けることで、歯・口腔の健康づくりに取り組む

歯科医師等の役割

- ・医師その他関連する業務従事者との連携を図りながら、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努める
- ・市が実施する施策に協力するよう努める

事業者の役割

- ・従業員の歯科健診等を受ける機会の確保に努める
- ・従業員の歯・口腔の健康づくりの取組支援に努める